

第3編
行政一般

第1章 組 織

○大雪消防組合消防本部及び消防署設置 等に関する条例

〔昭和48年4月2日
条 例 第 3 号〕

改正 昭和49年4月2日条例第6号 昭和51年10月19日条例第3号
昭和63年7月20日条例第2号 平成4年3月31日条例第1号
平成11年3月29日条例第3号 平成18年12月27日条例第7号
平成26年4月1日条例第2号 平成27年3月27日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、大雪消防組合の消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。

（消防本部及び消防署の設置）

第2条 大雪消防組合における消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

（消防本部の名称及び位置）

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

大雪消防組合消防本部 上川郡美瑛町本町4丁目5番20号

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
大雪消防組合美瑛消防署	美瑛町本町4丁目5番20号	美瑛町の全域
大雪消防組合東消防署	東神楽町15号南3番地	東川町及び東神楽町の全域
大雪消防組合当麻消防署	当麻町3条東3丁目10番15号	当麻町の全域
大雪消防組合比布消防署	比布町北町1丁目3番22号	比布町の全域
大雪消防組合愛別消防署	愛別町字本町345番地1	愛別町の全域

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日より適用する。

附 則（昭和49年4月2日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（昭和63年7月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月20日から適用する。

第3編 行政一般（大雪消防組合消防本部及び消防署設置等に関する条例）

附 則（平成4年3月31日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第3号）

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。